

令和6年度コミュニティ助成事業に関する注意点

助成決定後に当該事業が助成対象外であることが判明した場合に助成取消しとなる場合があります。申請及び事業の実施にあたっては、実施要綱及び留意事項を御確認いただくとともに、次の点に御留意いただき、助成対象外の事業を申請することのないよう、十分に注意してください。

1 申請について

(1) 申請上限数について

各事業の申請上限数は以下のとおりです。なお、同一事業内で複数件申請する場合は申請希望調書提出時に優先順位をつけてください。

【各事業の申請上限数】

事業名	申請上限数
一般コミュニティ助成事業	3件
コミュニティセンター助成事業	1件
青少年健全育成助成事業	なし
地域づくり助成事業（ア. 共生の地域づくり助成事業）	1件

(2) 申請書類の提出について

申請書類の提出にあたっては、以下に注意してください。

- ・必ず令和6年度用の様式を使用してください。
- ・別記様式第1号については必ず片面印刷としてください。
- ・申請書類は原則A4タテとしてください。ただし、公図や建物工事の図面等についてはA3横ヨコでも構いません。
- ・申請書類一式を必要書類一覧表に記載の順番に並べたうえでA4タテ左側にパンチで穴を開けた状態で提出してください。

(3) 事業実施主体について

地域づくり助成事業（ア. 共生の地域づくり助成事業）を除き、事業実施主体は原則自治会や行政区等の地域コミュニティ組織です。

一般コミュニティ助成事業及び青少年健全育成事業においては、単一のコミュニティ組織の申請では助成金の下限に満たない場合で、複数のコミュニティ組織の事業を取りまとめて申請する場合にのみ、事業実施主体を市町村とすることができます。なお、その際申請上限数は市町村で1件とします。

また、申請を行った事業実施主体が実施要綱に定める地域コミュニティ組織に該当するかについては、「事業実施主体規則」及び「事業実施主体の令和5年度事業計画及び予算書」をもって自治総合センターが判断します。

(4) 対象外事業について

次の事業は助成対象外です。

- ① 国の補助金の交付を受ける事業

② 土地を要する事業において以下に該当する事業

- ・当該土地について登記簿謄本の権利部（乙区）に抵当権等の権利関係が付着しているもの
- ・当該土地について所有者全員の利用承諾が得られないもの

※必ず所有者本人の利用承諾が必要です。相続手続きが未済の土地については、事業完了日までに相続手続きを完了したうえで利用承諾を得る必要があります。利用承諾が得られなかった場合は助成取消しとなります。

(5) コミュニティセンター助成事業の申請について

① ヒアリングの実施について

申請書類提出後にヒアリングを実施する予定です。申請希望調書の提出時にヒアリング対応が可能な日時について併せて回答してください。

② 建築基準法第2条第14号に定める大規模修繕への該当可否について

大規模修繕を実施する事業については、工事内容が建築基準法第2条第14号に定める大規模修繕に該当しない場合は助成対象外です。

申請書類受付後の審査において大規模修繕に該当しないことが判明した場合、申請取り下げとさせていただきますので、申請書類の提出にあたっては工事内容が大規模修繕に該当するか必ず確認を行ったうえで提出をお願いします。（大規模修繕への該当を証する書類の提出は必要ありません）

2 事業実施について

(1) 事業内容の変更について

事業内容に変更が生じた場合は、内容の軽重に関わらず必ず事前に県に報告のうえ、自治総合センターから事業内容変更の承認を受けてください。事業完了後に自治総合センターから承認を受けずに事業内容を変更していたことが判明した場合、助成の取消しとなる場合があります。

(2) 実績報告書類の提出について

事業完了日から2か月以内かつ令和7年4月8日までに自治総合センターに実績報告書を提出（必着）する必要があります。実績報告書類の作成及び県の審査に一定の期間を要しますので、事業完了後すみやかに県へ実績報告書を提出してください。

また、事業完了日は備品等の納品完了日、コミュニティセンター助成事業における保存登記完了日、ソフト事業における実施内容の全てが終了した日であり、申請時に別記様式第1号に記載した事業完了日と異なる場合があることに御留意ください。

(3) 広報表示及び広報誌への掲載について

本事業で整備する設備や備品、ソフト事業におけるポスター・チラシ等の印刷物については、必ず広報表示を行ってください。なお、広報表示に係るシール等の購入に係る経費は助成対象となりますので、申請の際は御留意ください。

また、事業の実施について市町村の広報紙への掲載を行い、実績報告時に広報誌の原本を提出する必要があります。事業完了日が予定より早まったなどの理由により、実績報告書の提出時に広報誌の原本が提出できない場合は、必ず県へその旨報告してください。